

行方市告示第 52 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年6月10日

行方市長 鈴木 周也



記

1. 都市計画の種類及び名称

行方都市計画用途地域

2. 都市計画を変更する土地の区域

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 削除する部分

行方市麻生字宮脇，字権現，字千藏，字大膳，字宗ミ台，字杉山，字馬場屋敷，字野末，字稲荷下，字小屋内及び字稲荷の各全部

〃 〃 字天王崎，字古宿，字並木，字下田，字田仲前，字蒲縄，字白幡，字布袋田，字宿下，字後権現，字富士山，字貉，字大渡，字赤松，字菊地，字宗之台，字大阪，字田町，字宗見台，字馬場，字勘着，字後田，字虱久保，字坂下，字後久保，字大坂，字栗又，字池下，字湖水縁り，字樋上，字小屋ノ内及び字慈悲山の各一部

行方市粗毛字八反田，字中砂添，字羽黒下，字羽黒及び字砂添の各全部

〃 〃 字蒲縄，字宿，字上羽，字内郷及び字浜の各一部

行方市富田字羽黒後，字大塚，字砂添，字谷池川及び字ヤシカの各全部

〃 〃 字中打，字蒲縄，字東，字塚，字ムジナ坂，字山王，字和田，字反り町，字反町，字下宿，字生合，字西浜及び字仲浜の各一部

イ 第二種低層住居専用地域

(ア) 削除する部分

行方市麻生字から池及び字横町の各全部

〃 〃 字大阪，字城下，字仲島，字宿，字下宿，字田仲前，字下淵，字樋上，字田町及び字大坂の各一部

ウ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 追加する部分

行方市麻生字宮脇, 字権現, 字千藏, 字大膳, 字宗ミ台, 字杉山, 字馬場屋敷, 字野末, 字稲荷下, 字小屋内, 字稲荷, 字から池及び字横町の各全部

〃 〃 字天王崎, 字古宿, 字並木, 字下田, 字田仲前, 字蒲縄, 字白幡, 字布袋田, 字宿下, 字後権現, 字富士山, 字貉, 字大渡, 字赤松, 字菊地, 字宗之台, 字大阪, 字田町, 字宗見台, 字馬場, 字勘着, 字後田, 字虱久保, 字坂下, 字後久保, 字大坂, 字栗又, 字池下, 字湖水縁り, 字樋上, 字小屋ノ内, 字慈悲山, 字城下, 字仲島, 字宿, 字下宿, 字田仲前及び字下淵の各一部

行方市粗毛字八反田, 字中砂添, 字羽黒下, 字羽黒及び字砂添の各全部

〃 〃 字蒲縄, 字宿, 字上羽, 字内郷及び字浜の各一部

行方市富田字羽黒後, 字大塚, 字砂添, 字谷池川及び字ヤシカの各全部

〃 〃 字中打, 字蒲縄, 字東, 字塚, 字ムジナ坂, 字山王, 字和田, 字反り町, 字反町, 字下宿, 字生合, 字西浜及び字仲浜の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下, 容積率 200%以下

エ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

行方市麻生字古宿及び字湖水縁りの各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下, 容積率 200%以下

(ウ) 削除する部分

行方市麻生字古宿及び字湖水縁りの各一部

オ 工業専用地域

(ア) 追加する部分

行方市芹沢字上山及び字大窪の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下, 容積率 200%以下

3. 縦覧場所

行方市役所 玉造庁舎 建設部都市建設課

# 行方都市計画用途地域の変更（行方市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（行方市）

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考割合
第一種低層住居専用地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
第二種低層住居専用地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
第一種中高層住居専用地域	約 184 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 184 ha						約 63.7 %
第二種中高層住居専用地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
第一種住居地域	約 26 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 26 ha						約 9.0 %
第二種住居地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
準住居地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
近隣商業地域	約 11 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
小計	約 11 ha						約 3.8 %
商業地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
準工業地域	約 25 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 25 ha						約 8.7 %
工業地域	約 0 ha	—	—	—	—	—	
小計	約 0 ha						約 0.0 %
工業専用地域	約 43 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
小計	約 43 ha						約 14.8 %
合計	約 289 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり。」

## 理由

企業立地が進んだ開発工業団地について、工業系の土地活用を継続していくため、用途地域を指定する。また、中心商業地域の活力が低下する中、近接する住居系市街地について、適切な規制緩和により市街地全体の土地利用の活性化を促すため、用途地域を変更する。併せて、河川改修により生じた地形と用途地域境界との不整合を解消するため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

# 行方都市計画 用途地域の変更(行方市決定)



## 位置図

変更前

変更後

変更後

### 【変更内容】

- 上山鉾田工業団地地区  
無指定 → 工専 (約42.5ha)
- 麻生地区
  - 低 → 一中高 (約116.4ha)
  - 二低 → 一中高 (約12.3ha)
  - 住 → 無指定 (約606㎡)
  - 無指定 → 一住 (約58㎡)

凡 例	
	既決定
	変更後
	変更前

